

一般社団法人 都留青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人都留青年会議所とする。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務局を山梨県都留市下谷四丁目5番8号に置き、事務局をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の主たる事務所とする。

(目的)

第3条 本会議所の目的は、次の通りとする。

- (1) 経済・社会・文化等に関する諸問題を調査研究して国内団体と協力し、日本の経済の正しい発展を図る。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員の連携を図る。
- (3) 国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は特定の個人又は法人、その他団体の利益を目的として、その事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 産業、経済、文化に関する研究並びにその改善発達に関する研究実施。
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携。
- (4) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する事業の開催。
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の5種類とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
- (5) 監事会員

(会員の資格)

第8条 正会員は、都留市及び近隣市町村に居住、若しくは勤務する満20才以上40才未満の品格ある青年でなければならない。但し、事業年度中に満40才に達するときは、その当該事業年度は正会員の資格を有する。

- 2 正会員になろうとする者は、正会員2名以上の責任ある推薦により、別に定める「一般社団法人都留青年会議所会員資格規定」に基づき、入会申込書を理事長に提出し、理事会の決議を経なければならない。
- 3 正会員は、総会において各1個の議決権を有し、総会において別に定める「一般社団法人都留青年会議所役員選出に関する規則」により、本会議所の役員並びに公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員及び委員に選任される資格を有する。
- 4 特別会員は、制限年齢に達して自動的に退会する正会員とし、特別会員に関する細目は、「一般社団法人都留青年会議所会員資格規定」による。
- 5 名誉会員は、本会議所に功労ある者のうちから、理事会の決議により承認された者をいう。
- 6 本会議所の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人又は団体は、理事会の決議により、本会議所に賛助会員として入会することができる。

(会員及び入会金)

第9条 会員は入会に際し入会金を納入し、会費を毎事業年度所定の納期に納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費については、総会において定めるものとする。

(退会)

第10条 本会議所を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員が死亡し、又は会員である法人または団体が解散したときは、退会したものとみなす。
- (2) 退会した会員に対しては、既納の会費は返還しない。
- (3) 会員は、会費納入前に退会を届けても、その事業年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ、又は主旨に反する行為のあったとき。
 - (2) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (3) 出席義務を履行しないとき。
 - (4) その他の会員として適当でないと認められたとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知し、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 会 合

(総会の決議事項)

第12条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 年間事業計画並びに年間収支予算の決定及び変更
- (3) 年間事業報告及び年間収支決算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (7) 次に掲げる事項に関する規則、規定の設定変更及び廃止
 - ア 一般社団法人留青年会議所運営規定
 - イ 一般社団法人留青年会議所会員資格規定
 - ウ 一般社団法人留青年会議所理事長選挙に関する規則
 - エ 一般社団法人留青年会議所理事及び監事選任に関する規則
 - オ その他の規定規則

(8) その他特に重要な事項

(総会の種類及び招集)

- 第13条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、いずれも法人法上の社員総会とする。
- 2 定時総会は、毎年1月及び12月に開催し、毎年1月に開催される定時総会を法人法上の定時社員総会とする。
 - 3 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、あるいは5分の1以上の正会員が、会議の目的事項を示して請求した場合、開催する。
 - 4 総会は、理事長がその議長となる。但し、理事長に事故あるときは副理事長が議長となる。
 - 5 総会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、理事長に事故あるときは副理事長が招集する。
 - 6 招集は、総会の日の14日前までに各会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所を示した通知を発しなければならない。
 - 7 理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たとき、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の成立及び決議)

- 第14条 総会は、全正会員の3分の2以上の出席により成立する。
- 2 総会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるものの他、出席正会員の過半数で決する。
 - 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は、正会員としての議決権を留保するものとする。

(理事会)

- 第15条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とし「一般社団法人都留青年会議所運営規定」の定めるところにより、本会議所の運営にあたる。
- 2 理事長に事故あるときは各副理事長が招集する。
 - 3 理事会は、総会から委任された事項及び総会、に提出すべき決議を審議処理する。
 - 4 定例理事会は、毎月1回以上開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があるとき、理事長がこれを招集する。
 - 5 法人法第101条第3項の場合において、監事は理事会を招集することができる。
 - 6 理事会の定足数は、理事数の3分の2以上とする。
 - 7 理事会の決議は出席理事の過半数で決する。

(例会)

第16条 本会議所は「一般社団法人都留青年会議所運営規定」の定めるところにより、原則として毎月1回以上例会を開く。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第17条 本会議所には次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 直前理事長1名
- (3) 副理事長1名以上5名以内
- (4) 専務理事1名
- (5) 理事(理事長、副理事長、専務理事を含む)5名以上20名以内
- (6) 監事2名

2 前項第1号の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

3 第1項第2号に規定する直前理事長は、法人法上の理事、監事にはあたらない。但し、直前理事長が理事、または監事を兼任する場合は、この限りでない。

(役員資格及び任免)

第18条 役員は、本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。

但し、直前理事長及び監事たる役員は、この限りでない。

- 2 理事長は、理事会において選定する。この場合、理事会は理事長選挙において選定された理事長候補者を、理事長として選定することができる。
- 3 役員を選任方法に関しては、別に定める規則による。

(役員任期)

第19条 理事の任期は、1月1日より12月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 期の半ばに選任された役員任期は、その期の末までとする。
- 4 役員は任期終了、又は辞任した場合においても、後任者の就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第20条 理事長をもって法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、所務を総理する。

- 2 副理事長は、法人法第91条第2項第2号の業務執行理事とし、理事会の定めにより、分担執行し、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、庶務を処理し、事務局を総括する。
- 4 理事は、理事長を補佐し、理事会を構成する。
- 5 直前理事長は、理事会に出席して意見を述べることができる。但し、理事会における議決権は有しない。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産状況を調査することができる。

(辞任及び解任)

第21条 役員は、理事会の承認を得て任意にいつでも辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。
- 3 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいておこなわなければならない。

第5章 管理

(定款その他の書類の備付)

第22条 理事長は次の各号に掲げる書類を本会議所事務局に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規則等
- (3) 総会及び理事会議事録
- (4) 収支予算書
- (5) 財産目録
- (6) 事業報告及び事業報告の附属明細書
- (7) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書
- (8) 損益計算書及び損益計算書の附属明細書
- (9) 監査報告
- (10) 収支決算書
- (11) 社員名簿
- (12) その他法令に定める書類及び電磁的記録

- 2 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧又は謄写を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(決算関係の書類の提出)

第23条 理事長は、毎事業年度終了後、1月に開かれる定時総会の会日の14日前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 損益計算書及びその附属明細書
 - (4) 収支決算書
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項規定により、書類の送付を受けたときは、1月の定時総会の14日前までに監査報告を理事長に提出しなければならない。
 - 3 前項の監査報告には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 監査の方法及びその内容
 - (2) 第1項第2号及び第3号の各書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - (3) 監査報告を作成した日
 - (4) その他法令で定める事項
 - 4 理事長は、定時総会の会日の7日前までに、第1項の書類を事務局に備えておき、会員がその書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
 - 5 理事長は、前項の承認を受けた第1項の書類を1月の定時総会に提出しなければならない。
 - 6 前項の規定により提出された第1項第2号及び第3号の各書類（附属明細書を除く。）については、前項の定時総会の承認を受けなければならない。
 - 7 理事長は、第6項の規定により提出された第1項第1号の書類は、その内容を第6項の定時総会に報告しなければならない。
 - 8 理事長は、第6項の定時総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより第4項に規定する監査報告を受け理事会の承認決議を経た、第1項第2号及び第3号の各書類、事業報告並びに監査報告を正会員に対し提供しなければならない。
 - 9 理事長は、法務省令で定めるところにより第6項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。
 - 10 理事長は、事業年度終了後、遅滞なく、第1項の書類を地区担当理事及び地区担当常任理事を経て、公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第24条 本会議所は、その目的達成に必要な重要事項を研究審議実施するために、委員会を置く。

2 委員会の設置は「一般社団法人留青年会議所運営規定」による。

(委員の任命)

第25条 委員会には、委員長 1名及び委員若干名を置く。

2 委員長は、理事のうちから理事会の承認を得て任命し、委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て委員長が任命する。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第26条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て決める。

第8章 会計

(会計年度)

第27条 本会議所の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

(収入)

第28条 本会議所の経費は、入会金、会費、寄附金、補助金、その他の収入をもってこれに当てる。

(入会金及び会費の納入)

第29条 会員は、「一般社団法人留青年会議所会員資格規定」に基づいて、所定の納期に入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費は原則として一括納入とし第1例会までに納入しなければならない。但し、期分納はこれを妨げない。

(会計区分)

第30条 本会議所の会計は、事業年度毎に一般会計、特別会計及び特定費用準備資金及び資産取得資金会計（以下特定資産等会計）の3種に区分して処理する。

- (1) 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- (2) 特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- (3) 特定資産等会計は、特定資産等となるべき収支により積立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第31条 本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第9章 解 散

(解散及び残余財産の寄附)

第32条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、全正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散するときに存する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 4 本会議所は、役員、社員に対し、いかなる場合においても余剰金を分配する事ができない。

(解散後の会費の徴収)

第33条 本会議所は、解散後であっても、決算終了の日までは、総会の決議を経て、その債務を完済するに必要な限度において、解散時の会員から会費を徴収することができる。

第10章 定款変更

(定款の変更)

第34条 定款の変更は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の同意をもって決議しなければならない。

第35条 本定款を変更した場合には、直ちに改正定款を公益社団法人日本青年会議所会頭へ提出する。

第11章 雑則

(諸規定及び規則)

第36条 本会議所は、その運営のため、規則等を定める場合は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、公益社団法人日本青年会議所定款に抵触しない範囲において定めなければならない。

(必要事項の制定)

第37条 本定款の施行に関し必要な事項は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第38条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は山口 晶之とする。
- 3 本定款を決議により定めた会員は
細田 浩一、中野 剛一、岩下 稔、尾形 恵吾、奥秋 公大、長田 竜司、小林 大希、佐藤 隆、
佐藤 環、島崎 優、志村 卓也、志村 祐和、志村 博良、志村 利幸、戸澤 敦史、野武 紀之、
林 公雄、保坂 鉄也、程原 誠、堀内 邦彦、堀内 慎也、堀内 敏男、三浦 哲、柳原 一之、
山内 貴雄、山口 晶之、渡辺 秀行、和田 伊織とする。
- 4 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。